

島根 更生保護

NO.221

(令和6年4月1日発行)
島根県保護司会連合会

〈島根更生保護データ〉

保護司総数	508人
保護観察事件	107件
生活環境の調整事件	162件
(6.3.1現在)	



「島根県指定史跡
浜田城跡」
(浜田地区 岡本正博保護司
提供)



再犯防止計画などの 取組について

益田市長 山本浩章

皆様におかれましては、平素から
 犯罪や非行のない明るい社会の実現
 の為、日夜ご尽力いただいておりますことに改めて
 敬意を表し、拝謝申し上げます。

さて、益田市においては令和5年度に「第4期益
 田市地域福祉計画」を策定し、その基本目標に掲げ
 る「安心して住み続けられる環境づくり」の中で再
 犯防止施策の充実を掲げ、「地方再犯防止推進計画」
 を包含させた内容としております。

その地方再犯防止推進計画の中では、国の第二
 次再犯防止推進計画策定に向けた方向性を踏襲し、
 「犯罪をした人等に対する就労の支援」、「民間協力
 者の活動支援」、「広報・啓発活動の充実」、「住宅確
 保の支援」、「保健医療・福祉サービスの利用促進」、
 「学校等と連携した就学支援、非行等の防止」の6
 つの推進施策を掲げ、安全で安心な地域社会を目指
 しています。また策定にあたっては法務省松江保護

観察所、益田地区保護司会と当市の三者が連携し作
 成、その他平成31年には同三者にて「保護観察対象
 者の就労支援に関する協定書」を締結するなど、関
 係機関との連携協力により地域社会で孤立させない
 支援のための体制構築をはかっています。

益田市においても刑法犯による検挙者に占める再
 犯者の割合は依然として半数近くに高止まりしてお
 り、そのうちの多くが犯行時に無職であること、ま
 た高齢者が占める割合も大きく、再犯防止に向け、
 犯罪した人を社会がどう包摂していくかが大きな課
 題となっています。

現在、益田市においては44名の保護司が更生保護
 活動の中心を担い、きめ細やかな活動を続けておら
 れます。これら地域での支えが誰一人取り残さない
 社会の実現に繋がっていくものと考えます。

今後も関係機関や地域と連携し、支援体制の構築
 をすすめていくにあたり、改めて皆様のご協力を賜
 りますようお願い申し上げます。

最後となりましたが、皆様方の今後ますますのご
 活躍とご発展をお祈りし、ご挨拶といたします。

着任のごあいさつ



松江保護観察所長 ^{みやけ} ^{きよのぶ} 三宅 清信

はじめまして。今年4月に松江保護観察所長を命ぜられた三宅と言います。更生保護関係の皆様におかれましては、日頃から更生保護に多大なる御尽力を賜り心から御礼申し上げます。私事ですが、初めての松江勤務であり、新しい環境で皆様に受け入れていただけるのかと少々緊張しています。微力ではありますが、島根県の更生保護の発展のため、精一杯尽力する所存ですので、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



統括保護観察官 ^{こいけ} ^{じゅんじ} 小池 順司

四年ぶり三度目のご縁となります。前回までは、保護観察業務に直接関わることは少なかったですが、今回は保護観察・医療観察業務に携わることができ、大変嬉しく思っています。保護司の皆さまとも早く信頼関係を築けるよう、一所懸命取り組みで参りますので、どうぞよろしくお願ひいたします。



保護観察官 ^{のぶひろ} ^{たかのり} 延廣 隆範

この度の人事異動により、山口保護観察所から転任してまいりました延廣隆範と申します。前は、平成25年度から3年間、松江保護観察所で勤務させていただきました。今回の異動で3回目の松江保護観察所勤務となりますので、ある程度島根県内の地理や名物は把握しています。ご迷惑をお掛けするかもしれませんが、島根県の更生保護のお役に立てるよう努めてまいりたいと思います。御指導御鞭撻のほど、よろしくお願ひ申し上げます。



保護観察官 ^{おおくに} 大國 ゆかり

広島保護観察所から転任してまいりました、大國と申します。松江保護観察所での勤務は二度目になりますが、前は庶務係、今回は保護観察官として勤務することになります。島根県の更生保護に携わる皆様のお力となれるよう、精一杯取り組みで参りますので、御指導御鞭撻のほど、よろしくお願ひいたします。



会計係長 ^{いのうえ} ^{ふゆき} 井上 冬基

今年度より松江保護観察所に転任してまいりました井上と申します。島根県に住むのは人生初であり、また、会計係長の役職担当も初めてのため、不安でいっぱいですが、その分、新鮮な気持ちで業務に取り組みたいと思います。戸惑うこともあるかもしれませんが、徐々に成長していきたいと思っておりますので、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。



法務事務官 ^{やまだ} ^{うり} 山田 羽里

今年度より入職いたしました、山田羽里と申します。出身は広島県で、島根県は初めての土地ですが、これから皆様と関わらせていただけることをとても嬉しく、楽しみに思っております。また同時に、新しい環境を前に身の引き締まる思いであります。まだまだ未熟で至らない点も多々あるかと思いますが、これから多くのことを学び、一生懸命頑張っておりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。



社会復帰調整官 ^{たけむら} ^{やすし} 武村 泰司

この春、高松保護観察所から異動して参りました武村と申します。島根県の生活は初めてですが、釣りシーズンになると七類港を目掛けて足繁く通っております。採用後、五年目にして今回が初めての異動となりますが、早く島根県の業務に慣れてゆきたい所存です。至らない点も多くありますが、ご指導・ご鞭撻のほど宜しくお願ひいたします。

— 令和6年春の人事異動について —

【転出者】(令和6年4月1日付け)

- 保護観察所長 藤井 淑子 (神戸保護観察所次長へ)
- 統括保護観察官 田中 幸広 (鳥取保護観察所統括保護観察官へ)
- 保護観察官 檜崎 真菜 (中国地方更生保護委員会保護観察官へ)
- 会計係長 糸田 隆 (鳥取保護観察所米子駐在官事務所保護観察官へ)
- 保護観察官 山根 和人 (山口保護観察所保護観察官へ)
- 法務事務官 内藤麻奈美 (岡山保護観察所保護観察官へ)

【転入者】(令和6年4月1日付け)

- 保護観察所長 三宅 清信 (大阪保護観察所企画調整課長から)
- 統括保護観察官 小池 順司 (中国地方更生保護委員会課長補佐から)
- 保護観察官 延廣 隆範 (山口保護観察所保護観察官から)
- 保護観察官 大國 ゆかり (広島保護観察所保護観察官から)
- 会計係長 井上 冬基 (広島保護観察所保護観察官から)
- 法務事務官 山田 羽里 (新規採用)

【転出者】(令和6年4月15日付け)

- 社会復帰調整官 石光 清子 (高知保護観察所社会復帰調整官へ)

【転入者】(令和6年4月15日付け)

- 社会復帰調整官 武村 泰司 (高松保護観察所社会復帰調整官から)

令和6年度松江保護観察所職員一覧表

(令和6年4月1日付)

- 所長 三宅 清信
- 【企画調整課】
- 企画調整課長 井田 高志
- 会計係長 (保護観察官併任) 井上 冬基
- 法務事務官 山田 羽里
- 保護観察官 (再任用短時間) 上谷 淳子
- 【地域処遇部門】
- 総括グループ
- 統括保護観察官 小池 順司 (隠岐)
- 保護観察官 延廣 隆範 (出雲、大田、益田)

- 地域処遇グループ
- 統括保護観察官 徳久 幹之 (雲南)
- 保護観察官 大國ゆかり (松江(副)、邑智、浜田、しらふじ(主))
- 保護観察官 土屋 博紀 (松江(主)、安来、しらふじ(副)、自立準備ホーム)
- 【社会復帰調整官室】
- 社会復帰調整官室長 小池 順司
- 社会復帰調整官 武村 泰司
- 社会復帰調整官 伊達 翔也

令和6年度保護司研修について

- 1 保護司研修については『保護司研修要綱』に種類が定められており、下記の研修を行います。
 - (1) 新任保護司研修

保護司の使命、役割、身分、その他保護司として必要な基礎的知識及び心構えの習得を図ることを目的とします。
 - (2) 処遇基礎力強化研修

保護司の職務遂行に必要な事務手続き及び処遇の実務の具体的履修、保護司会活動についての理解促進を図ることを目的とします。
 - (3) 指導力強化研修

保護観察等の処遇を行う上で必要な知識及び技術の伸長並びに保護司会活動を行う上で必要

- な知識及び技術の習得を図り、処遇や保護司会活動等において、中核的な役割を担うための指導力を身に付けることを目的とします。
- (4) 地域別定例研修 (年3回)

実務上必要な知識及び技術の全般的な水準向上を図り、又は各地域において当面する問題の解決に資することを目的とします。
- (5) 特別研修

処遇上特別な配慮を必要とする者の扱い等に関する専門的知識及び技術の習得を図り、又は上記研修の効果を補強することを目的とします。

- 2 令和6年度保護司研修の日程(予定)は次のとおりです。
 - (1) 新任保護司研修(前期) 令和6年6月3日(月)
 - 令和6年12月2日(月)
 - (2) 処遇基礎力強化研修 令和6年9月頃
 - (3) 指導力強化研修 令和6年10月頃

令和6年度 地区担当官不在時の代理官

地区担当官	保護区等	代理官
小池 順司	隠岐	徳久 幹之
	出雲	小池 順司
延廣 隆範	大田	小池 順司
	益田	小池 順司
徳久 幹之	雲南	小池 順司
大國ゆかり	松江(6~9)	徳久 幹之
	邑智	徳久 幹之
	浜田	徳久 幹之
	しらふじ(1~5)	徳久 幹之
土屋 博紀	松江(1~5)	徳久 幹之
	安来	徳久 幹之
	しらふじ(6~9)	徳久 幹之
	自立準備ホーム	徳久 幹之

- 3 令和6年度地域別定例研修のテーマは次のとおりです。
 - 第1期 個人情報取扱い
 - 第2期 生活環境の調整
 - 第3期 精神障害者等の処遇

ずっと応援しているよ

松江地区 吉長裕教

「どうせ俺には無理だし！」
 「私なんて別にどうなってもいいもん」
 「別に親も期待してないから……」
 「先生には関係ないからほっといて！」

中学生が中学生として生きていくのは本当に大変なことです。

子どもと大人の狭間にいる彼らは、確たる道標を見付けられず模索する中で何度も心が弱る局面に遭遇しますが、時に誰にも気に掛けてもらえず、また気付いてさえもらえず、そこから投げやりな行動にしか向かえなくなる人たちが一定数います。

個の持つ特性を周りが理解しない（できない）状況に関わることも多くありますが、家庭環境（家族関係）、友人関係のトラブル、或いは授業内容を理解できないなどを含め、理由は様々であり且つ複合的なケースばかりです。

私がこれまで二十数人の保護観察を担当した中に三人の中学生がいました。また、日常的に学校

視点

焦点

内外で困り感を抱いたり行き詰っている（生きづらい）生徒と向き合ってきました。

自分に自信を持たず、大人を信用しない人も多くいますが、対話を繰り返すうちに私との信頼関係が生まれると「やってみるから信じて！」「私を信じてくれる？」など『信じる』という言葉が出てくるようになります。私も若い時には「信じているからやってみる」と返していましたが、同じ人に度々「信じているぞ」と言う状況になると言葉の持つ力も薄れてしまいます。彼らは信じてもらい本当に頑張りたいのに何度も上手くいかなくてガッカリしています。

本気で相手を思う気持ちが伝わる言葉を考えた時、その選択に大いに悩んだ時期があったのですが、何かを始めたり自分を変えようとする人に「応援しているよ！」と言うと、その顔が輝くことに気がきました。私の思いと言葉が合致し、そこに曖昧さありません。

いつか「もう大丈夫」と『信じる』ことができる日まで、ずっと『応援』しています。

地区だより

見つけよう！出来る事

大田地区更生保護女性会 山内光枝

国立公園三瓶山、世界遺産の石見銀山、山、海と自然の美しさ、歴史の素敵大田市です。

令和4年4月25日、大田地区更生保護女性会として発足、3年目を迎えようとしています。

昨年度は思考模索の中、以前更生保護女性会のあった頃、市内の代官山動物園で花壇の清掃作業をしておられた事を聞き、出来る事からと早速5月から活動開始、春と秋2回行っています。

手探りの状況の中、研修会に参加そして隣町邑智地区の更生保護女性会の方と交流会をさせて頂き、日頃の活動の中会員でペンギンのワッペンを作り新1年生にプレゼントをされているとの事、私達にも何か出来るのではと、気付かせてもらいました。

昨年8月は、島根あさひ社会復帰促進センター

フォーラムに行きました。これまでの取り組み今後の展望を聞き、地域との関わりに心をうたれました。

更生保護女性会活動の「愛の図書」「社会を明るくする運動」で思い出した事があります。私の幼少時代祖母の昔話と今も大切に持っている絵本、養老の滝・おば捨山の一冊の本です。絵本の裏表紙には養老の滝は続日本紀、おば捨山は今昔物語にあり随分古い歴史を持っています。「世の中を美しく住み良くする力は、人と人の愛情です」とあります。今の時代取りまく環境は変わりつつありますが、本の読み聞かせ、絵本の寄贈が子ども達の思い出に残ると良いですね。

私達は今出来る事から……

島根県保護司会連合会の動き

令和6年3月21日(木)松江エクセルホテル東急において、令和5年度第3回島根県保護司会連合会理事会が開催され、令和6年度事業計画(案)及び収支予算(案)について審議され、いずれも全会一致で以下のとおり承認されました。

島根県保護司会連合会の令和6年度の事業計画と収支予算について

事業計画

基本方針

本連合会の事業目的達成のため、松江保護観察所をはじめ関係機関・団体との緊密な連携のもとに、以下の事業を積極的に推進し、保護司活動の充実・強化を目指すことにより、更生保護事業の伸展に寄与する。

1 保護司研修等の実施

- (1) 保護司としての使命と職務遂行に必要な資質の向上を期するため、松江保護観察所と共催して各種研修会、連絡協議会を開催する。
- (2) 保護観察所の行う地域別定例研修を支援・援助する。

2 犯罪予防活動の推進及び更生保護思想の普及

- (1) 松江保護観察所と連携し、地方公共団体等の行政に積極的に働きかけ、犯罪予防活動の推進・更生保護思想の普及に努める。
- (2) 学校等教育機関との連携を密にすることにより非行・犯罪予防活動を積極的に推進し、安全安心な地域社会の実現に努める。
- (3) 第74回“社会を明るくする運動”島根県推進委員会の中核として広報活動等を展開するなどして県下の犯罪予防活動を推進する。
- (4) 機関紙「島根更生保護」を年4回発行し、保護司及び更生保護関係機関・団体等に配布することにより更生保護思想の一層の浸透を図る。

3 関係機関・団体等との連携強化

- (1) 更生保護法人島根保護観察協会と相互に連携し、更生保護事業の伸展を図る。
- (2) 更生保護法人しらふじと相互に連携し、必要な支援に努める。
- (3) 島根県更生保護女性連盟と相互に連携し、犯罪予防活動の普及を一層推進する。

- (4) 島根県BBS連盟と相互に連携し、組織の充実・発展に協力するとともにその活動を支援する。
- (5) NPO法人島根県就労支援事業者機構と相互に連携し、保護観察対象者の就労支援に寄与する。
- (6) 県民が安全で安心して暮らせる社会の実現のため、松江保護観察所をはじめ関係機関・団体との緊密な連携のもとに県下の地方公共団体が行う再犯防止施策の策定・実施に協力するとともに地域での再犯防止推進計画が早期に策定されるよう積極的な働きかけを行う。

4 島根県更生保護大会の開催

- (1) 更生保護等の関係機関・団体と共催して“第25回島根県更生保護大会”を開催し、功労者の顕彰を行うことにより更生保護事業の充実・発展を期する。

5 保護司組織のICT化の推進

- (1) 地区保護司会事務局業務のICT化を推進する。

6 更生相談等支援事業の実施

- (1) 犯罪や非行をした人たちがその家族等関係者から保護観察等の期間終了後等に対象者の自立更生を図るための相談等を受け、その支援に携わることになった保護司等を支える体制を整備する。

7 慶弔の実施

- (1) “島根県保護司会連合会慶弔規程”に基づき、保護司等の慶弔を行う。

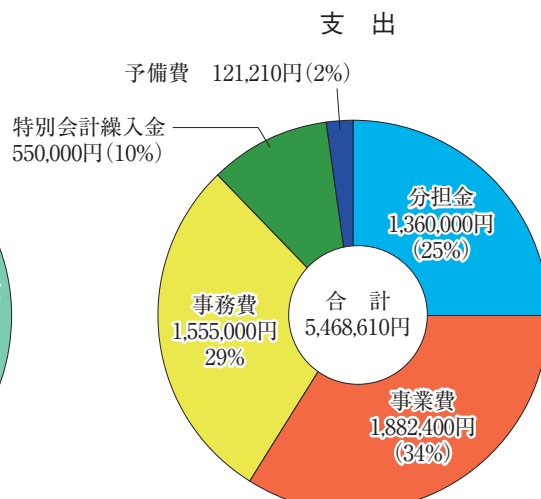
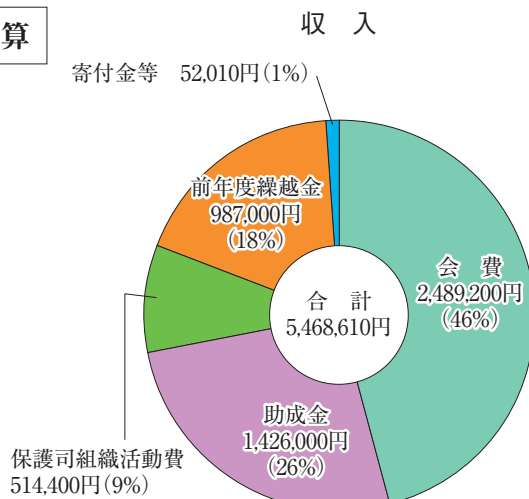
8 退任功労保護司の待遇

- (1) “島根県功労保護司優遇規程”に基づき、退任された功労保護司に対して必要な待遇を行う。

9 その他

- (1) 全国保護司連盟の福利厚生事業に協力する。
- (2) 本連合会の目的達成のため、必要に応じて、その他の事業を実施する。

収支予算



保護観察所からのお知らせ

犯罪被害者等の思いに応える更生保護の取組の推進

保護観察対象者等に、犯した罪の責任を自覚させ、被害を与えたことに向き合わせることは、処遇上重要な意義をもつとともに、犯罪被害者等の思いに適切に対応することは、更生保護が地域社会の理解・信頼を得ていく上でも極めて重要となります。

今般、刑法等の一部改正による更生保護法等の主な改正において、保護観察処遇を実施する上での主な改正の内容として、一般遵守事項に「被害者等の被害を回復し、又は軽減するためにとった行動の状況について申告等すること」が加えられました。

また、指導監督の方法に、「被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう、必要な指示その他の措置をとること」が加えられました。当庁では、被害者がいるすべてのケース（短期保護観察等を除く）について、しよく罪指導に係る生活行動指針を設定しているところですが、引き続き、謝罪や被害弁償等の実施に向けた指導を行います。

また、被害者等の意見や心情等を十分に考慮した処遇として、被害者等からの申出を受け、被害に対する心情、被害者等の置かれている状況、保護観察対象者の生活や行動に関する意見を保護観察所に置いて聴取した場合等には、それらを考慮して保護観察を実施することになりました。

保護司の皆さまにおかれましては、保護観察対象者等から被害弁償の方法等について相談を受けた場合は、被害者等と直接やり取りをさせたり、保護観察対象者と被害者等との間に入ったりせず、第三者による調整や仲介についてご助言くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

島根保護観察協会の動き

令和6年3月21日（木）松江エクセルホテル東急において、令和5年度島根保護観察協会第3回理事会及び評議員会が開催されました。同会議においては、令和6年度事業計画（案）及び収支予算（案）について審議され、全会一致で承認されました。

更生保護制度施行75周年記念 第25回島根県更生保護大会のご案内

と き 令和6年11月14日（木）
午前10時から開会

と ころ 三刀屋町文化体育館「アスパル」
（雲南市三刀屋町古城1-1）

参加者 保護司、更生保護法人役職員、更生保護女性会員、BBS会員、協力雇用主、保護観察協会会員、就労支援事業者機構会員等
約500名（来賓、更生保護関係機関・団体代表者等の参列者を含む）

ご支援ありがとうございました

（島根保護観察協会） 敬称略
小林 昌次 谷本 敏

敬 弔

下記の方がご逝去されました。ご功績を偲び謹んで哀悼の意を表します。 敬称略

- 元保護司 山中 康徳(浜田)(令和5年12月20日逝去)
- 元保護司 森山 節子(出雲)(令和6年1月30日逝去)
- 元保護司 岡本 亮浩(安来)(令和6年2月22日逝去)
- 元保護司 高岡 勝子(雲南)(令和6年3月5日逝去)

（表紙写真説明）

島根県指定史跡 浜田城跡

620年に古田重治が築城、その後約250年間、浜田藩政の中心でしたが、1866年、長州軍の戦いで自焼退城という運命をたどりしました。

現在は石垣が残り、桜の名所として市民の憩いの場となっています。

「浜田市観光協会公式サイト」から引用